

ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の市内への転入及び定住促進並びに空き家等の発生抑制及び活用促進を図るため、市内に住宅を取得等する者に対し、予算の範囲内において、助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供される住宅をいう（集合住宅及び併用住宅を含む。）。
- (2) 併用住宅 同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (3) 取得等 住宅を新築若しくは増改築又は購入することをいう（相続及び贈与による取得を除く。）。
- (4) 子育て世帯 住宅の取得等に係る契約日又は助成を申請する日において、義務教育修了前の子を養育している世帯をいう。
- (5) 親世帯 子育て世帯の世帯主又は配偶者の一親等の直系尊属が属する世帯をいう。
- (6) 3世代同居 取得等した住宅に子育て世帯とその親世帯が生活の本拠地として居住することをいう。
- (7) 3世代近居 子育て世帯が取得等して居住した住宅とその親世帯が居住する住宅が、市内において直線距離で1 km以内又は同一小学校区内若しくは隣接する小学校区の区域内に所在することをいう。
- (8) 転入者 子育て世帯に属する者のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市以外の住民基本台帳に1年以上記載されていた者（国外から転入した者を除く。）で、市内の住宅の取得等を機に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記載された者をいう。
- (9) 年度 地方自治法第209条第1項に規定する毎年4年1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づき助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があることと認めるときは、この限りではない。

- (1) 子育て世帯であること。
- (2) 次の要件を全て満たす市内の住宅を取得等すること。

ア 次のいずれかに該当する住宅の取得等に係る契約を書面で締結していること。

(ア) 締結日が助成を申請する日が属する年度の前年度の4月1日以降である契約

(イ) 締結日が平成28年4月1日以降であり、かつ、完成日又は引渡し日が助成を申請する日が属する年度の4月1日以降である契約

イ 助成を申請する日が属する年度内に住宅の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。

ウ 居住部分の延床面積が50平方メートル以上であり、かつ増築の場合には、居住部分に係る増床を10平方メートル以上行っていること。

(3) 自己が属する子育て世帯（3世代同居の場合は、その親世帯を含む。）の全員が、助成の請求日までに、前号の住宅に居住し、住民登録をすること。

(4) 自己及び同居又は近居を予定する者のうち、日立市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

(6) 自己が属する子育て世帯の全員が、同一の住宅について、過去にこの要綱に基づく助成を受けていないこと。

(7) 取得等した住宅が子育て世帯の居住の用に供されること。

2 前項各号に定めるもののほか、助成を申請する日が属する年度内までに前項各号のすべてを満たす見込みのある者は、助成の申請をすることができる。

（助成対象経費）

第4条 助成対象となる経費は、住宅の取得等（当該住宅の敷地の取得を含む。）に係る経費とする。

（助成額）

第5条 助成額は、20万円とする。

2 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の属する子育て世帯が、次の各号に該当するときは、前項の助成金に、当該各号に定める額を加算する。ただし、本項第1号と第2号を重複して申請することはできない。

(1) 3世代同居の場合（以下「同居加算」という。） 20万円

(2) 3世代近居の場合（以下「近居加算」という。） 10万円

(3) 転入者がいる場合（以下「転入加算」という。） 20万円

(4) 取得等した住宅において日立市企業局が供給する水道を使用する場合 1万5千円

(助成の申請)

第6条 申請者は、ひたち子育て応援マイホーム取得助成申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の3月15日(同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し等(契約者、所在(地番)、契約日、延床面積及び取得経費が確認できるもの)
- (2) 取得等する住宅が併用住宅の場合は、居住面積が確認できる建築図面等
- (3) 申請者の属する助成対象世帯(同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、その親世帯を含む。)のひたち子育て応援マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書
- (4) 同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、子育て世帯と親世帯との親子関係を証明できる戸籍謄本等の書類
- (5) 転入加算を受けようとする場合は、申請者の属する子育て世帯に転入者がいることを確認できる戸籍附票又は住民票等の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の適否を決定し、ひたち子育て応援マイホーム取得助成決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成の申請に係る事項につき、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、ひたち子育て応援マイホーム取得助成決定変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、助成の決定を取り消し又は変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消し又は変更したときは、ひたち子育て応援マイホーム取得助成決定変更通知書(様式第4号)により当該助成決定者に通知するものとする。

(完了報告及び助成の請求)

第9条 助成決定者は、住宅の取得等が完了したときは、完了報告及び助成の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、助成を申請する日が属する年度の末日（同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、ひたち子育て応援マイホーム取得助成事業完了報告書兼請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 取得等した住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（所有権の保存又は移転の登記が完了しているもの）又はその写し
- (2) 取得等した住宅が併用住宅の場合は、居住面積が確認できる建築図面等
- (3) 取得等した住宅が新築又は増改築の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し（ただし、都市計画区域外において住宅を取得等した場合は、建築工事届の写し）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（助成の実行）

第10条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

（助成の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、第8条第2項又は前項の規定より助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて当該助成額の返還を命じるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 助成決定者は、助成対象住宅の取得日（所有権の保存又は移転の登記が完了した日）から起算して10年の期間について、正当な理由なく住宅を処分（売却等）してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。